

令和 8 年 6 月 1 5 日
政策経営部情報システム課

地方公共団体情報システムの標準化への対応について

1 概要

住民基本台帳、個人住民税、国民健康保険等の一部システムにおいて、事業者における人的リソースひっ迫等により、移行予定を令和 8 年 1 月から令和 9 年 1 月へ延伸していた。

今般、当該システムの事業者において、システムの安全な稼働のための品質担保に必要な要員確保が困難なため、今年度中の移行が困難との申し出があり、区としても安全な移行を最優先とするため、これらのシステムについて、移行時期の再度の変更を行う。

2 移行時期について

以下のとおり、移行時期の変更を行う。

対象業務	住民基本台帳、選挙人名簿管理、個人住民税、軽自動車税、就学、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、印鑑登録
移行時期	【変更前】 令和 9 年 1 月 4 日 【変更後】 令和 1 0 年 1 月 4 日

なお、上記対象業務においては、現行システムを引き続き利用することとし、標準化移行までの間、法改正への対応等、必要な措置を確実に実施するなど、今後もシステム事業者と協議の上、適切に対応していく。

(参考)

本区の標準化対象業務

対象業務					
1	住民基本台帳	7	国民健康保険	13	児童手当
2	選挙人名簿管理	8	後期高齢者医療	14	児童扶養手当
3	個人住民税	9	介護保険	15	子ども・子育て支援
4	軽自動車税	10	障害者福祉	16	戸籍
5	就学	11	生活保護	17	戸籍附票
6	国民年金	12	健康管理	18	印鑑登録

※網掛けの対象業務は、令和 7 年度中に標準準拠システムへ移行を完了している

※国が定める 20 業務中、都が所管する固定資産税、法人住民税を除く 18 業務